

追加型投信／内外／資産複合  
信託期間：2014年11月14日 から 無期限  
基準日：2025年7月31日  
決算日：毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)  
回数コード：5647

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年7月31日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 14,810 円 |
| 純資産総額 | 43億円     |

期間別騰落率

| 期間   | ファンド    |
|------|---------|
| 1カ月間 | +0.8 %  |
| 3カ月間 | +4.2 %  |
| 6カ月間 | +0.4 %  |
| 1年間  | +2.1 %  |
| 3年間  | +15.2 % |
| 5年間  | +30.1 % |
| 年初来  | -0.2 %  |
| 設定来  | +48.1 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月)     | 分配金 |
|--------------|-----|
| 第1期 (15/06)  | 0円  |
| 第2期 (16/06)  | 0円  |
| 第3期 (17/06)  | 0円  |
| 第4期 (18/06)  | 0円  |
| 第5期 (19/06)  | 0円  |
| 第6期 (20/06)  | 0円  |
| 第7期 (21/06)  | 0円  |
| 第8期 (22/06)  | 0円  |
| 第9期 (23/06)  | 0円  |
| 第10期 (24/06) | 0円  |
| 第11期 (25/06) | 0円  |

分配金合計額 設定来：0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成

| 資産クラス       | ファンド数 | 比率     |
|-------------|-------|--------|
| 国内債券        | 2     | 41.3%  |
| 国内株式        | 1     | 22.8%  |
| 外国株式        | 2     | 19.8%  |
| 外国債券        | 3     | 14.9%  |
| コール・ローン、その他 |       | 1.2%   |
| 合計          | 8     | 100.0% |

※「資産クラス別構成」は、組入ファンドの資産クラスで分類しています。  
※ネオ・ヘッジ付債券ファンドの資産クラスは国内債券で表示しています。

ファンドの為替エクスポージャー

| 通貨         | 比率     |
|------------|--------|
| 日本円        | 65.7%  |
| 米ドル        | 19.5%  |
| ユーロ        | 7.4%   |
| 英ポンド       | 1.9%   |
| カナダ・ドル     | 1.8%   |
| オフショア人民元   | 1.1%   |
| インド・ルピー    | 0.9%   |
| オーストラリア・ドル | 0.3%   |
| 香港ドル       | 0.3%   |
| その他        | 1.1%   |
| 合計         | 100.0% |

※比率は、組入ファンドの合計に対するものです。  
※数値は6月末時点のものです。  
※大和ファンド・コンサルティングのデータを基に大和アセットマネジメントが計算しています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身で判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

## 組入ファンドと参考指標の騰落率

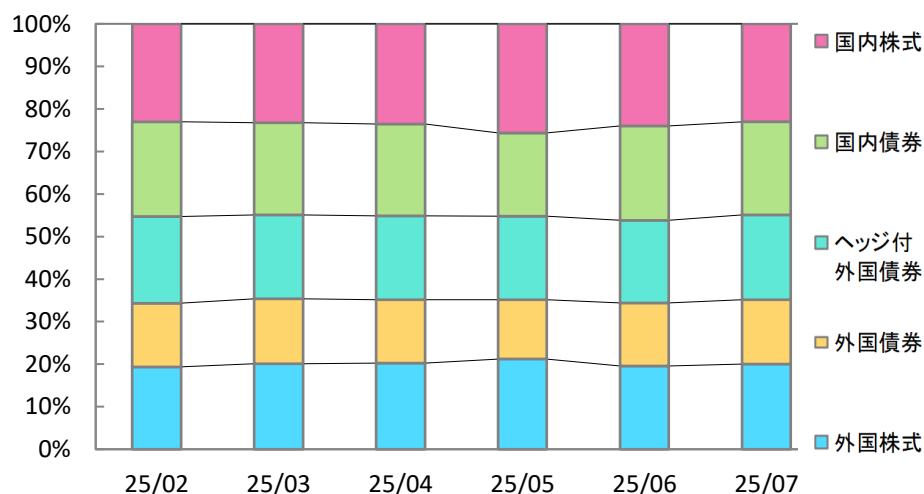
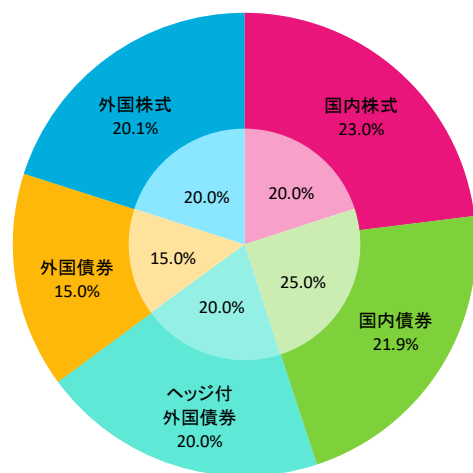
| 資産クラス      | 比率    | 運用会社名               | 投資信託証券(ファンド名)                 | 騰落率   |        |       | 参考指標の騰落率<br>(1カ月間) |
|------------|-------|---------------------|-------------------------------|-------|--------|-------|--------------------|
|            |       |                     |                               | 1カ月間  | 3カ月間   | 6カ月間  |                    |
| 国内株式       | 22.8% | 大和アセットマネジメント        | ネオ・ジャパン株式ファンド                 | +1.8% | +10.1% | +5.0% | +2.8%              |
| 国内債券       | 21.6% | 大和アセットマネジメント        | ネオ・ジャパン債券ファンド                 | -0.9% | -1.2%  | -2.4% | -1.1%              |
| (ヘッジ付外国債券) | 19.7% | 大和アセットマネジメント        | ネオ・ヘッジ付債券ファンド                 | -0.5% | -0.2%  | +0.7% |                    |
| 外国株式       | 9.8%  | 大和アセットマネジメント        | ダイワ／GQGグローバル・エクイティ            | +0.7% | +4.8%  | -9.4% | +5.9%              |
|            | 10.1% | 大和アセットマネジメント        | ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド | +4.2% | +12.9% | +6.6% |                    |
| 外国債券       | 3.0%  | フランクリン・テンプレートン・ジャパン | ブランディウィン外国債券ファンド              | +1.5% | +4.8%  | +4.0% | +1.7%              |
|            | 5.6%  | 大和アセットマネジメント        | ダイワ中長期世界債券ファンド                | +1.3% | +4.0%  | +2.0% |                    |
|            | 6.3%  | PGIMジャパン            | グローバル・コア債券ファンド                | +2.2% | +6.3%  | +3.0% |                    |

※各組入ファンドの組入比率、騰落率と参考指標の騰落率は、当ファンドにおける組入資産の評価時点の数値です。※ファンド名は「(FOFs用)(適格機関投資家専用)」を省略しています。※「騰落率」は、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。※各比率は当ファンドの純資産総額比です。※ネオ・ヘッジ付債券ファンドの資産クラスは国内債券で表示しています。

※国内株式の参考指標はTOPIX(配当込み)、国内債券の参考指標はNOMURA-BPI総合、外国株式の参考指標はMSCIコクサイ・インデックス(配当込み)(円ベース)、外国債券の参考指標はFTSE世界国債インデックス(除く日本)(ヘッジなし・円ベース)です。参考指標の騰落率(1カ月間)の計算期間については3ページの(\*1)、(\*2)をご参照ください。※MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)、FTSE世界国債インデックス(除く日本)については、国別指数(現地通貨ベース)、為替レート、国別構成比を基に大和ファンド・コンサルティングが独自に計算しています。

## 資産クラス別構成(コールローン、その他を除く)

## 資産クラス別構成(コールローン、その他を除く)の推移



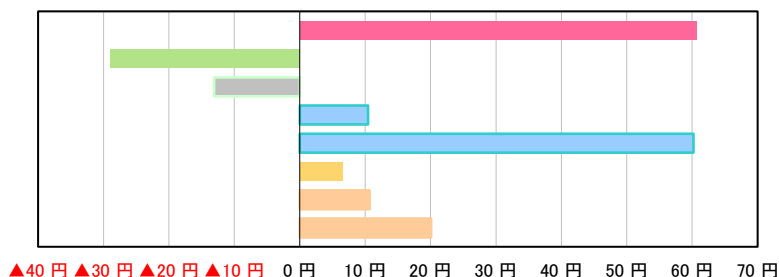
※「資産クラス別構成(コールローン、その他を除く)」の円グラフの内側の数値は基本配分比率、外側の数値は実際の組入比率です。

※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

## 基準価額の月次変動要因分解

※データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| 2025年7月末の基準価額                 | 14,810 円 |
| 2025年6月末の基準価額                 | 14,698 円 |
| 変動額                           | 112 円    |
| 内訳                            | 合計       |
| ネオ・ジャパン株式ファンド                 | 61 円     |
| ネオ・ジャパン債券ファンド                 | ▲29 円    |
| ネオ・ヘッジ付債券ファンド                 | ▲13 円    |
| ダイワ／GQGグローバル・エクイティ            | 10 円     |
| ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド | 60 円     |
| ブランディウィン外国債券ファンド              | 7 円      |
| ダイワ中長期世界債券ファンド                | 11 円     |
| グローバル・コア債券ファンド                | 20 円     |
| 小計                            | 127 円    |
| 分配金                           | 0 円      |
| 運用管理費用、その他                    | ▲15 円    |



※変動要因分解は、簡便法に基づく概算値であり、実際の数値とは異なる場合があります。また、その他には、設定・解約の影響、複合要因などが含まれます。表示桁未満の四捨五入等の関係で各欄の数値の合計が変動額の数値と合わないことがあります。

※ファンド名は、「(FOFs用)(適格機関投資家専用)」を省略しています。

## 【市況概況】

### （国内株式）

7月のTOPIX（東証株価指数、配当込み）は、2.8%の上昇となりました（\*1）。

国内株式市場は上昇しました。月初にトランプ米大統領が合意に懐疑的な見方を示したことで日米関税交渉を巡る不透明感が強まるなか、7日には米国側から相互関税率25%が通告されたため、月半ばにかけて上値の重い展開となりました。月後半は、日本の政局不安の中で交渉合意が発表され、相互関税率および自動車・自動車部品の関税率が15%へ引き下げられたことが好感され、株価は史上最高値を更新しました。

### （外国株式）

7月のMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、現地通貨建）は3.6%の上昇となりました（円建では5.9%上昇）（\*2）。

海外株式市場では、米国株・欧州株とも上昇しました。トランプ減税法案や米欧通商合意が期待される中、堅調な推移で始まりました。7日以降、米国により新たな相互関税率が通告されるも、米国株への影響は限定的だった一方、欧州株は米欧通商合意への楽観論が後退したことから、下落基調に転じました。月後半は、日本やEU（欧州連合）との通商交渉が進展し、いずれも通告していた税率を引き下げた上で合意したことが好感され、欧米株ともに大幅に上昇しました。

### （国内債券）

7月のNOMURA-BPI総合は、1.1%の下落となりました（\*1）。

国内債券市場では、金利は上昇（債券価格は下落）しました。日米関税合意を受けて日銀の利上げ観測が高まり、国内金利は上昇しました。また、参院選での与党過半数割れによる財政悪化懸念も金利上昇要因となりました。

### （外国債券）

7月のFTSE世界国債インデックス（除く日本）（現地通貨建）は0.2%の下落となりました（円建では1.7%上昇）（\*2）。

海外債券市場では、金利はおおむね上昇しました。米国では、雇用統計において失業率が市場予想を下回るなど強い結果となったことや、インフレ率の上昇が確認されたことなどをを受けて、早期の利下げ期待が後退し、金利は上昇しました。その他の国についても、米国金利に連れる形で金利はおおむね上昇しました。

社債市場では、投資適格債のクレジット・スプレッド（国債に対する利回りの上乗せ幅）は縮小、ハイ・イールド債のクレジット・スプレッドは縮小しました。

### （為替）

7月の外国為替市場は、対円で米ドル、ユーロともに上昇（円安）しました。

為替市場では、各種の経済指標を受けて米国の利下げ期待が後退したことで、日米金利差の拡大が意識され、円安米ドル高となりました。日本の参院選を前に財政拡張懸念が強まったことも、円安圧力となりました。ユーロも米ドル円に連れた動きとなり、対円で上昇しました。

（\*1）国内株式・債券、為替：前月の最終営業日の前営業日から、当月の最終営業日の前営業日までの期間について計測しています。

（\*2）海外株式・債券：前月の最終営業日の前々営業日から、当月の最終営業日の前々営業日までの期間について計測しています。

※MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）、FTSE世界国債インデックス（除く日本）については、国別指数（現地通貨ベース）、為替レート、国別構成比を基に大和ファンド・コンサルティングが独自に計算しています。

※大和ファンド・コンサルティングのコメントを基に大和アセットマネジメントが作成しています。

## 【運用コメント】

### 月間の動き

○資産配分及びファンド配分については、前月の方針を継続しました。

○当月のマーケット（円ベース）は、海外では、米国における各国との通商協議の進展期待や早期利下げ観測、国内では参院選での与党劣勢で財政拡大懸念による円売りなどから、外国株式や国内株式を中心に上昇しました。外国為替市場では、対円で米ドル、ユーロともに上昇（円安）となりました。ラップ・コンシェルジュ（ミドルタイプ）は、外国株式や国内株式を資産クラスとするファンドが上昇したことから、基準価額は上昇しました。

### （ネオ・ジャパン株式ファンド）

日米の関税合意や米国のハイテク株の上昇を背景に、電線関連銘柄や自動車部品関連銘柄などが上昇し、プラスのパフォーマンスとなりました。

### （ネオ・ジャパン債券ファンド）

国内債券市場の金利上昇を主因として、マイナスのパフォーマンスとなりました。

### （ネオ・ヘッジ付債券ファンド）

グローバル債券市場でおおむね金利が上昇したことを主因として、マイナスのパフォーマンスとなりました。

### （ダイワ／GQGグローバル・エクイティ）

金融や生活必需品での銘柄選択などがマイナスに寄与し、外国株式の参考指標を下回るパフォーマンスとなりました。

### （ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド）

ヘルスケアや資本財・サービスでの銘柄選択などがマイナスに寄与し、外国株式の参考指標を下回るパフォーマンスとなりました。

### （ダイワ中長期世界債券ファンド）

米国や英国でデュレーションを長めとしたことなどがマイナスに寄与し、外国債券の参考指標を下回るパフォーマンスとなりました。

### （ブランドワイン外国債券ファンド）

イールドカーブ戦略で超長期ゾーンのオーバーウェイトなどがマイナスに寄与し、外国債券の参考指標を下回るパフォーマンスとなりました。

### （グローバル・コア債券ファンド）

米国や中国でデュレーションを短めとしたことなどがプラスに寄与し、外国債券の参考指標を上回るパフォーマンスとなりました。

○引き続き経済・市場環境、投資効率等を考慮し、資産配分、組入ファンドの配分を行います。

※国内株式の参考指標はTOPIX（配当込み）、国内債券の参考指標はNOMURA-BPI総合、外国株式の参考指標はMSCIコクサイ・インデックス（配当込み）（円ベース）、外国債券の参考指標はFTSE世界国債インデックス（除く日本）（ヘッジなし・円ベース）です。※MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）、FTSE世界国債インデックス（除く日本）については、国別指数（現地通貨ベース）、為替レート、国別構成比を基に大和ファンド・コンサルティングが独自に計算しています。

※大和ファンド・コンサルティングのコメントを基に大和アセットマネジメントが作成しています。

※ファンド名は、「(FOFs用)(適格機関投資家専用)」を省略しています。

## 《参考指標について》

●配当込みTOPIX（本書類における「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」をいう。）の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●NOMURA-BPIの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

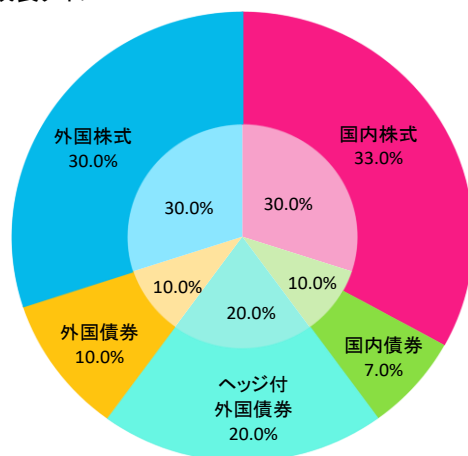
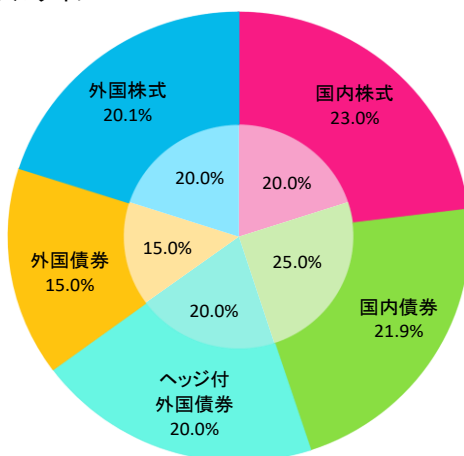
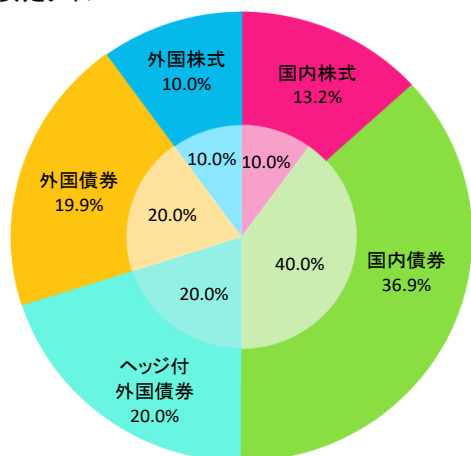
●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

資産クラス別構成(コールローン、その他を除く)

安定タイプ

ミドルタイプ

成長タイプ



※円グラフの内側の数値は基本配分比率、外側の数値は実際の組入比率です。

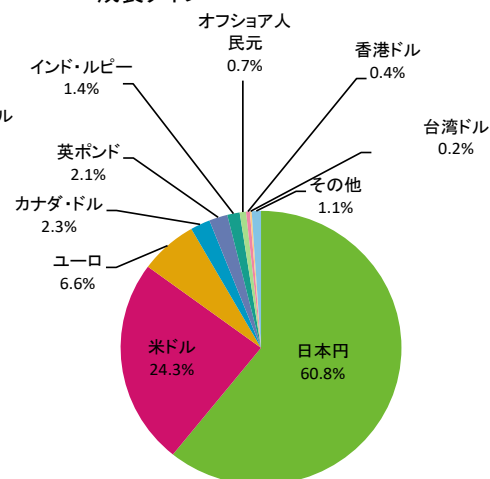
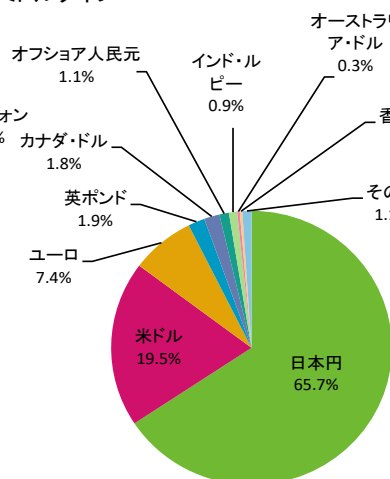
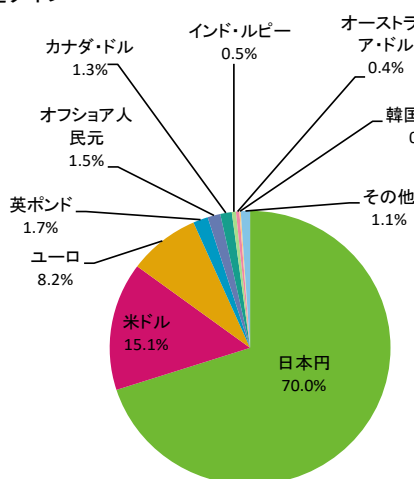
※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

通貨別構成(コールローン、その他を除く)

安定タイプ

ミドルタイプ

成長タイプ



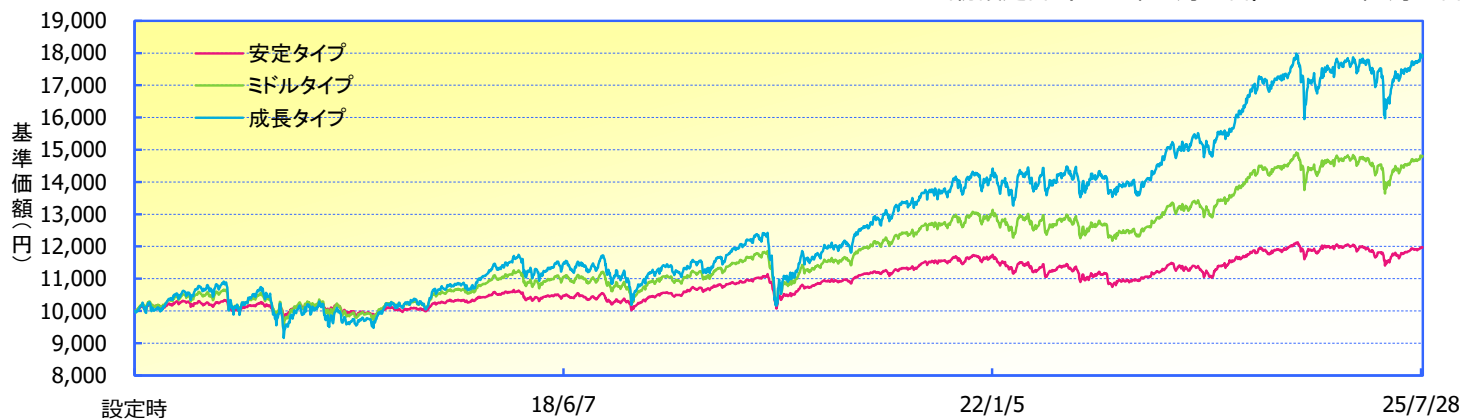
※数値は6月末時点のものです。

※大和ファンド・コンサルティングのデータを基に大和アセットマネジメントが計算しています。

※比率は、組入ファンドの合計に対するものです。また、比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

分配金再投資基準価額の比較

当初設定日(2014年11月14日)～2025年7月31日



※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

◆各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ラップ・コンシェルジュ(安 定 タ イ プ):安定タイプ

ラップ・コンシェルジュ(ミドルタイプ):ミドルタイプ

ラップ・コンシェルジュ(成 長 タ イ プ):成長タイプ

◆各ファンドの総称を「ラップ・コンシェルジュ」とします。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・内外の債券および株式等に投資し、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・複数の投資信託証券への投資を通じて、主として内外の債券および株式等※に投資します。  
※リート（不動産投資信託）等を含みます。
- ・資産配分比率、組入れの決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受けます。
- ・毎年 6 月 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク・信用リスク<br>株価の変動    | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。<br>発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。<br>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。                                                                              |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>公社債の価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。<br>特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。<br>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。<br>ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。                  |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>リートの価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。                                                                                                                                                                                                                         |
| 為替変動リスク                   | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。<br>為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 |
| カントリー・リスク                 | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                                                                                                                                                                        |
| その他                       | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                                                                                                        |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

### 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用                                                                                                                                           |                                         |                                                                           |                                           |                                       |                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|                                                                                                                                                          | 料率等                                     | 費用の内容                                                                     |                                           |                                       |                                       |
| 購入時手数料                                                                                                                                                   | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |                                           |                                       |                                       |
| 信託財産留保額                                                                                                                                                  | ありません。                                  | —                                                                         |                                           |                                       |                                       |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                                                                                                                      |                                         |                                                                           |                                           |                                       |                                       |
|                                                                                                                                                          | 料率等                                     | 費用の内容                                                                     |                                           |                                       |                                       |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                         | 料率等については下記参照                            | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |                                           |                                       |                                       |
| 委託会社                                                                                                                                                     |                                         | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |                                           |                                       |                                       |
| 販売会社                                                                                                                                                     |                                         | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |                                           |                                       |                                       |
| 受託会社                                                                                                                                                     |                                         | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |                                           |                                       |                                       |
| 投資対象とする<br>投資信託証券                                                                                                                                        |                                         | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。                                                    |                                           |                                       |                                       |
|                                                                                                                                                          |                                         |                                                                           | 安定タイプ                                     | ミドルタイプ                                | 成長タイプ                                 |
|                                                                                                                                                          | 運用管理費用<br>(信託報酬)                        |                                                                           | 年率1.078%<br>(税抜0.98%)                     | 年率1.188%<br>(税抜1.08%)                 | 年率1.298%<br>(税抜1.18%)                 |
|                                                                                                                                                          | 配分<br>(税抜)<br>(注1)                      | 委託会社                                                                      | 0.35%                                     | 0.40%                                 | 0.45%                                 |
|                                                                                                                                                          |                                         | 販売会社                                                                      | 0.60%                                     | 0.65%                                 | 0.70%                                 |
|                                                                                                                                                          |                                         | 受託会社                                                                      | 0.03%                                     | 0.03%                                 | 0.03%                                 |
|                                                                                                                                                          | 投資対象とする<br>投資信託証券*1<br>(目論見書作成時点)       |                                                                           | 年率0.2981%(税抜0.271%)*2～年率1.0681%(税抜0.971%) |                                       |                                       |
|                                                                                                                                                          | 実質的に負担する<br>運用管理費用の概算値*3<br>(目論見書作成時点)  |                                                                           | <u>年率1.51%±0.20%</u><br><u>程度(税込)</u>     | <u>年率1.75%±0.17%</u><br><u>程度(税込)</u> | <u>年率2.00%±0.15%</u><br><u>程度(税込)</u> |
| *1 この値は投資対象とする投資信託証券の運用管理費用の上限値・下限値を示しています。<br>*2 国債利回り水準等によっては、これを下回ることがあります。<br>*3 目論見書作成時点の組入比率に基づくものです。この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては変動します。 |                                         |                                                                           |                                           |                                       |                                       |
| その他の費用・<br>手数料                                                                                                                                           | (注2)                                    | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |                                           |                                       |                                       |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                             |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                   |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                         |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                      |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                   |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                           |
| 申込受付中止日                | ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                             |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                      |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                          |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。             |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                 |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社青森みちのく銀行                               | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第1号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社愛媛銀行                                   | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第6号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社京葉銀行                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第56号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社高知銀行                                   | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社三十三銀行                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第16号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社十六銀行                                   | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第7号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社鳥取銀行                                   | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第3号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社富山銀行                                   | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第1号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社富山第一銀行                                 | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社名古屋銀行                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第19号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社百十四銀行                                  | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社広島銀行                                   | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社福島銀行                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第18号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社北洋銀行                                   | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第3号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社北洋銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>北洋証券株式会社)       | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第3号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| みずほ信託銀行株式会社                                | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第34号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| アイザワ証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       |                         | ○                       | ○                          |
| あかつき証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| SMBC日興証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 大和証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 内藤証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| ひろぎん証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                         |                         |                            |
| 北洋証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号   | ○       |                         |                         |                            |
| 松井証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 松阪証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第19号   | ○       |                         |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| moomoo証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| むさし証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号  | ○       |                         |                         | ○                          |
| 楽天証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| リテラ・クリア証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号  | ○       |                         |                         |                            |
| ワイエム証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号    | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。